□■養成所ニュースプラス第 22 号 2026□■

今回も本年 10 月からの制度変更を紹介します。短時間労働者が被用者保険の適用を受けるには月額 8.8 万円の賃金要件がありましたが、今月から要件が撤廃されました。共通科目 7 の 165 ページ図 5－13-(2)、166 ページ 1 行目「月額賃金が 8.8 万円（年収 106 万円）以上)」に取り消し線を引き、2026.10.1 と記入しておきましょう。

今週の Plus Quiz は、「保健医療と福祉」から「業務中の傷病」に関する五肢択二の事例問題です。この問題も正解して終わりではなく、正解でない選択肢のどこが間違いかを説明できるようにしてください。

■Plus Quiz・・・・・

【第 37 回問題 104】事例を読んで，受診した病院の A 医療ソーシャルワーカー（社会福祉士）による、この段階での B さんへの説明として、適切なものを 2 つ選びなさい。

〔事例〕

B さん（43 歳，正社員）は、健康保険の被保険者であり、勤務する会社の倉庫での機械の入出庫や運搬に従事している。昨日、勤務中に会社の倉庫内でうっかり商品の機械を自分の足の上に落としてしまった。病院を受診した結果、左足の指 2 本を骨折と診断された。

1．高額療養費制度の説明
2．傷病手当金の説明
3．療養補償給付の説明
4．医療保険と労働者災害補償保険の違いの説明
5．公費負担医療制度の説明

■Yoseijo Info・・・・・

・（37 期生）住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。
・（37-38 期生）教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ
申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。
※（37 期生）本養成所受講認定基準を満たす支給希望者には、10 月末日付けで、支給申請書類一式を発送いたします。
お手元への到着は 11 月上旬頃の予定です。今しばらくお待ちください。
※（38 期生）本養成所受講認定基準を満たす支給希望者には、11 月 15 日付けで、支給申請書類一式を発送いたします。
お手元への到着は 11 月下旬頃の予定です。今しばらくお待ちください。
・受講の手引に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします
・第 39 回社会福祉士国家試験は、令和 9 年 2 月 7 日（日）です。
詳しくはこちら→https://www.sssc.or.jp/shakai/index.html
・日本ソーシャルワーク教育学校連盟（以下、ソ教連）主催の全国統一模擬試験のご案内です。
詳しくはこちら→https://www.spw-mosi.com/exam/
※申し込み受付期間は終了していますが、ソ教連オンラインショップより申し込みが可能です。
詳しくは、養成所ニュースプラス第 17 号に添付しておりますチラシをご確認ください。

・本養成所主催、「受験対策講座」は web にて開催中です。
　2 本目の「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」及び「更生保護出張講座」が視聴可能となりました。是非ご活用ください。
　受験対策ページへアクセスはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=5529
※パスワード等の案内は、養成所ニュースプラス第 2 号、第 4 号に添付しています。
・福祉教育カレッジより、読解力養成講座のご案内です。
　詳しくは、養成所ニュースプラス第 20 号に添付しておりますチラシをご確認ください。

■Plus Info・・・・・
　その他の情報をお届けします
・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。
　詳しくはこちら→http://www.aigo.or.jp/

■Back Number・・・・・
　過去のバックナンバーはこちら→http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686

■Plus Column・・・・・
【受験対策ミニ講座第 18 回／保健医療と福祉】
1　第 37・38 回の科目の傾向
　保健医療分野の専門職との連携において必要な基礎知識が問われます。保健医療に関する近年の動向や、関連する社会保障制度など幅広い知識が求められる傾向にあります。
従来からの頻出項目である「医療保険制度の概要」や「診療報酬制度の概要」とともに、「年齢調整死亡率」「粗罹患率」「臓器移植法」「治療と仕事の両立支援」「診療報酬の支払方式」といった用語や項目も登場しました。
事例問題は 2〜3 題の出題です。低所得者や特定妊婦、外傷による障害、業務災害、難病（筋萎縮性側索硬化症：ALS）などの支援に必要な制度・社会資源を踏まえ、救急病院や急性期病院に勤務する「医療ソーシャルワーカー（MSW)」の対応が問われています。また、五肢択二問題も 2〜3 題あり、そのうち「事例問題かつ五肢択二問題」という形式が 2 問ずつ出題されている点も特徴です。

2　国家試験の対策
　頻出項目である「医療保険制度」や「診療報酬制度」は、過去 5 年分の過去問に触れることで、出題傾向をしっかりと掴むことができます。また、この科目は他科目との重複が非常に多いのが特徴です。例えば、「医学概論」における医療動向、「社会保障」の保険制度や診療報酬、さらには「地域福祉と包括的支援体制」の包括的支援体制や、保健医療の財源・計画など、関連する内容を合わせて理解することが重要です。
事例問題対策では、保健医療や福祉制度の知識をふまえた「医療ソーシャルワーカー（MSW)」の具体的な対応が問われます。その行動根拠となる「医療ソーシャルワーカー業務指針」には、必ず事前に目を通しておきましょう。
　第 37 回は、問題 104「健康保険の給付」問題 105「診療報酬制度」問題 108「医療ソーシャルワーカーの業務指針」、第 38 回は、問題 104「保健所及び市町村保健センター」問題 105「公費負担医療制度」問題 107「特定妊婦への支援」を押さえ、6 点中 3 点は確保したいものです。

【Plus Quiz・・・・・正解と解説】
　勤務中の受傷に対する社会保険制度の問題です。事例文のポイントである「従事する会社の倉庫で」「業務の入出庫に伴い機械を運んでいて」「足の指を骨折」を読み取ります。
社会保険には、医療保険、年金保険、介護保険、雇用保険、労働災害補償保険の 5 つがあります。業務上や通勤による労

働者の負傷・疾病・障害・死亡等には、医療保険ではなく、労働者災害補償保険が適用になることをふまえて、選択肢に当たりましょう。

１．×高額療養費制度は医療保険制度で、同一月に支払った医療費の自己負担分が上限額を超えたときに超過分の支給を受けることができます。B さんは業務災害のため、医療費は労働者災害補償保険の療養補償給付として補償され、患者負担はありません。
２．×傷病手当金は医療保険制度で、被用者保険の被保険者が業務外の事由による療養のために就労できないときに、所得補償給付として支給されます。
３．〇業務災害による医療費は労働者災害補償保険の「療養補償給付」として補償されます。請求手続が必要なため B さんへの説明は必要です。なお、通勤災害による医療費の補償は「療養給付」という名称になります。
４．〇業務災害の場合、医療保険ではなく労働者災害補償保険により補償されること、事業主責任となるので医療費の自己負担はないこと等、医療保険制度と労働者災害補償保険制度の違いを B さんに説明する必要があります。
５．×公費負担医療制度は、医療保険でも労働者災害補償保険でもありません。社会保険は保険料が財源ですが、公費負担医療は国や自治体の税金（公費）になります。公費負担医療には医療費の全額を公費で賄う「公費優先」と、まず医療保険を適用し一部負担金を公費で賄う「保険優先」があります。第 38 回問題 107 はこの公費負担医療制度の問題でした。正解でない選択肢にも丁寧に取り組みましょう。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。
※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。
※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。
〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19ＫＤＸ浜松町ビル 6F
Copyright2016 YoseijoNewsplus